



令和3年6月30日
日本弁理士会 広報センター

記者説明会開催のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、デジタル化、リモート化など経済活動のあり方が大きく変化しました。

このような変化に対応すべく、

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対応したデジタル化等の手続の整備、
 - (2) デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し、
 - (3) 訴訟手続や料金体系の見直し等の知的財産制度の基盤の強化、
- を柱に特許法等の改正が行われます。

そこで、日本弁理士会では、これらの法改正のポイントについて、分かり易く解説いたします。

また、昨年施行された意匠法の改正により、新たな保護対象となった意匠の登録例や、近年問題となる場合がある、特定の商標の独占と炎上について、専門家の目線から解説いたします。

皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

〈今回のポイント〉

- ・ 海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為は、個人使用目的であっても商標権等の侵害として位置付けること
- ・ 特許法改正の概要として、特許権等の権利回復要件の緩和、審判口頭審理のオンライン化等
- ・ 昨年の意匠法改正により、新たな保護対象となった画像や建築物の外観・内装のデザインの登録例
- ・ 商標の出願と「炎上」について

■日時：令和3年7月13日（火） 14：00～15：30

■開催方法：ZOOMによるオンライン開催

■テーマ及びスピーカー：
別紙【プログラム】参照

ご出席くださる方におかれましては、準備の都合上、7月9日（金）午前中までに、下記の必要事項をメール等にてご一報くださいますようお願い申し上げます。

①お名前 ②会社名 ③メールアドレス

お申し込み頂いた方には、追って参加用のURLをご連絡いたします。

■問合せ先 日本弁理士会 事務局 広報室 土屋 明石 まで

TEL:03-3519-2361 / FAX:03-3519-2706 / E-mail: kouhou@jpaa.or.jp

【プログラム】

14:00 開催の挨拶

14:05

・海外からの模倣品流入への規制強化について

(貿易円滑化委員長 萩原賢典)

先般、通常国会において「特許法等の一部を改正する法律案」が可決・成立しました。このうち、意匠法・商標法の改正では、海外からの模倣品流入に対する規制が強化されています。これは、増大する個人使用目的の模倣品輸入に対処するものです。今回の法改正によって、税関における模倣品の水際取締制度が、より実効性のある運用が可能になるものと期待されています。

そこで、法改正の背景及び概要、今後の影響について、記者の皆様に理解を深めて頂くため、分かり易くご説明させていただきたいと思っております。

14:25

・特許制度も New Normal な時代に？ ～救済制度改正を中心に～

(特許委員長 筆宝幹夫)

先般、通常国会において「特許法等の一部を改正する法律案」が可決・成立したことにより、特許におけるいくつかの制度改正が行われました。コロナ禍及びそれに伴うデジタルトランスフォーメーションの加速等、生活様式や経済活動の変化に対応した知的財産制度の構築を強化する改正です。利用者が多いと思われる救済制度改正を中心に、最近の特許に関する法改正・運用改正のトピックスを解説いたします。

14:45

・こんな建物・内装・画像が意匠登録されています！改正意匠法下での新登録例をまとめて紹介します。

(意匠委員長 茜ヶ久保公二)

令和2年4月1日に施行された改正意匠法下では、画像、建築物、内装の保護がされるようになり、令和3年4月1日時点で、画像988件、建築物363件、内装235件の出願がされ、画像188件、建築物102件、内装24件が登録されています。これらの登録例をピックアップして紹介します。

15:05

・商標の出願と「炎上」について

(商標委員長 長谷川綱樹)

企業による商標出願が「炎上」するニュースをよく聞きます。彼らは「悪意」をもって商標出願をしているのでしょうか。実は、商標法・制度から見ると、少し事情が変わってきます。

結果として「炎上」してしまう商標を企業が出願する理由を、制度面から紐解きます。

15:25 質疑応答